

各府省担当課 御中

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課

学校における働き方改革の加速化に向けた学校宛て周知等の負担軽減について（依頼）

平素より、学校における教育活動について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

文部科学省では、学校における働き方改革の推進に向けて、関係府省・関係団体の皆様に向けて、学校を対象とした各種の周知等について、学校現場の負担軽減に向けた御理解・御協力をお願いしてきました。

学校内外の関係者の尽力により、教師の勤務実態は改善傾向にあるものの、依然として時間外在校等時間が、1か月あたり80時間、いわゆる「過労死ライン」を超えている教師が全国的に存在していることや、令和5年度には精神疾患による病気休職者が過去最多を更新していることなど、教師の勤務実態は依然として厳しいものとなっています。

こうした状況を受け、令和7年6月には、学校における働き方改革を一層加速化させるための仕組みづくりを行う公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正が行われ、地方公共団体における取組に加え、議員修正により令和11年度までの政府としての取組の成果目標が法定化されるなど、政府に対しても学校の負担軽減のために一層の取組の強化が求められたところです。

このことを踏まえた取組の一環として、文部科学省では、今般、児童・生徒等が応募・参加するコンクール・イベント等について、文部科学省による後援名義許可の取扱いを変更し、令和9年1月以降は「学校を介さずに応募することが可能であること」を許可要件として追加し、下記の事項について当該コンクール・イベント等の主催者に要請していくことといたしました。

については、貴府省におかれても、児童・生徒等が応募・参加するコンクール・イベント等の実施を検討する場合には、下記について御留意いただき、可能な限りこれに準じた対応がなされるよう、御理解・御協力をお願いします。

記

- ・児童・生徒等が応募・参加するコンクール・イベント等について、学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としない、また、学校経由での子供への周知を求めないようにしていただくこと
- ・子供・家庭向け周知等の学校への依頼は厳に精選いただき、可能な限り学校を経由しない方法（公共施設等での配布、インターネットや広報誌への掲載など）を活用いただきたい

こと。

- ・学校を通じて周知を依頼せざるを得ない場合も、学校への依頼方法は教育委員会等の判断に、周知方法は各学校の判断にそれぞれ委ねていただくなど御配慮いただきたいこと。
また、配布物については、学校において校務DXが推進されていることを踏まえ、ペーパーレス化（ウェブサイトへの誘導、PDF等の電子媒体の提供など）への対応も御協力いただきたいこと。

(参考)

[文部科学省後援名義等の使用許可申請について：文部科学省](#)

(別添)

関係府省・コンクール・イベント等の主催団体の皆さまへ 学校現場の負担軽減に向けた協力のおねがい

【担当連絡先】

文部科学省 初等中等教育局
教育職員政策課 働き方改革推進室
03-6734-3704（直通）

学校現場の負担軽減に向けた協力のおねがい



児童生徒にとっての豊かな学びの実現と、学校現場の負担軽減の両立を実現するため、皆様におかれても、以下へのご協力をお願いします。

1. コンクール・イベント等の応募要件の見直し

児童生徒にとって教育的価値のあるコンクール・イベント等を持続可能な形で継承してくため、

- 学校を経由しない応募が可能となるよう、実施方法の見直しをお願いします

※令和9年1月以降は、文部科学省の後援や大臣賞の使用許可を行う際の要件となります

詳細は



2. 学校現場の負担に配慮した周知の実施

各機関からのそれぞれの依頼は小さくても、積み重なることで学校負担は大きくなる※ため、

- 可能な限り学校を経由しない方法での周知をお願いします

例えば… 公共施設等での配布 インターネットや広報誌への掲載等

- 学校へ周知を行う場合でも、負担軽減に御配慮ください

学校・教育委員会の意向を踏まえた方法で

- ・希望する部数のみの送付
- ・クラス単位で部数をまとめて送付



ペーパーレスで

- ・ウェブサイトへの誘導
- ・PDF等の電子媒体による提供



※例えば、ある県の学校宛てに
関係機関から送付された文書の数、
1年間で約 1,920件
(1日あたり8件の文書を学校が処理する必要)

学校における働き方改革を加速化させるためには、学校教育に関わる全ての関係者が自分事と捉え、社会全体で学校・教師を支えていくことが重要です。

引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

